

(有添付物)
国海査第346号の3
平成31年1月8日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 重富 徹



有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部改正について

標記について、有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。



平成 31 年 1 月 8 日
海事局検査測度課

「有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領」の一部改正について

1.改正の経緯

バラスト水管理システム(BWMS)の承認について、平成 30 年 4 月に国際海事機関(IMO)の第 72 回海洋環境保護委員会(MEPC72)において、BWMS コード(決議 MEPC.300(72))が採択された。今般、BWMS コードに係る取扱いを追加するとともに、均一性確認検査の現地確認の取扱いの変更、その他所要の改正を行う。

2.改正の概要

(1) BWMS コードの取り入れ

(改正前) 以下に基づく型式指定及び設備確認の要領を規定

- ・旧 G8 (バラスト水管理システム承認のためのガイドライン(決議 MEPC.174(58))) ※1
- ・新 G8 (バラスト水管理システム承認のためのガイドライン(決議 MEPC.279(70)))

(改正後) 以下による要領に変更する。

- ・平成 31 年 10 月 12 日まで 新 G8 に基づく型式指定及び設備確認
- ・平成 31 年 10 月 13 日から BWMS コードに基づく型式指定及び設備確認

経過措置

平成 30 年 10 月 27 日までに IMO 加盟国により旧 G8 に基づき承認された BWMS については、平成 32 年 10 月 27 日までは旧 G8 に基づく型式指定又は設備確認ができるものとする。

(注) 新 G8 と BWMS コードの相違点は、「BWMS コード」等の用語に加え、塩分区分(海水、汽水、淡水)の塩分濃度値に緩和規定が追記されている。(新 G8 制定時に、各区分間の塩分濃度範囲が連続していなかったため、いずれにも該当しない塩分濃度値が存在することから、これを修正するもの。)当該緩和規定は、新 G8 においても同様の取扱いとする。

※1 : 旧 G8 による新規承認期日は平成 30 年 10 月 27 日まで

(2) 均一性確認検査※2の初回審査方法

(改正前) 均一性確認検査の初回審査には、国土交通省職員が事業場等に臨検し、均一性確認検査の実施体制等を現地確認することとしていた。

(改正後) 国土交通省の行う現地確認と同等の審査内容を示す書類が提出された場合、審査記録等の確認により均一性確認検査の実施体制等を確認できると判断したときは、当該臨検を省略することができるものとする。

※2 : プロトタイプと同等のものであるかを確認するための、製造者等が行う検査。

(3) その他

船舶バラスト水管理条約発効前の取扱いの削除等、所要の改正を行う。

3.公布・施行日

公布 : 平成 31 年 1 月 8 日

施行 : 平成 31 年 1 月 8 日